

西区地域福祉ビジョンの取組み

『児童虐待防止』



令和4年度に策定した第2期「西区地域福祉ビジョン」にかかる取組みを紹介します。
今回のテーマは、『児童虐待防止』についての取組みです。

西区役所では、児童虐待の防止、早期発見の重要性について広く市民に啓発すると共に、福祉・教育・保健・医療など、子どもを見守り児童虐待防止を願う多くの団体や関係者、市民が協働して児童虐待防止に取り組むことを目的としています。

児童虐待防止推進月間・オレンジリボンキャンペーン ～すべてのこどもが笑顔で暮らせる社会に～

毎年11月の「児童虐待防止推進月間」に、重点的な広報啓発などの取組を行います。

オレンジリボンには「子ども虐待防止」というメッセージが込められており、すべての子どもが健やかに育つように、行政機関、企業、地域が一体となって、「オレンジリボンキャンペーン」を実施しています。

子育てをしている親や子どもたちをはじめ、多くの人たちに、まわりの子どもに関心をもってもらい、子どもへの虐待をなくしていく輪を広げるための啓発活動を行います。



西区役所庁舎壁面に
掲げる懸垂幕



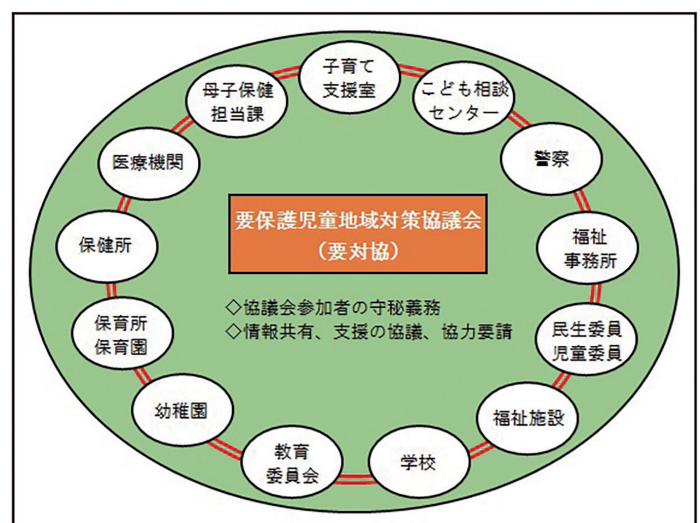
西区役所庁舎前に
掲げるのぼり

西区要保護児童対策地域協議会

西区における要保護児童の早期発見やその適切な保護、又は要支援児童及びその保護者または特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関する職務に従事する者、その他の関係者が当該児童等に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応していくことが重要であることにかんがみ、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第25条の2第1項に規定する要保護児童対策地域協議会（要対協）を設置しています。

【要対協の業務】

- (1) 児童虐待に関する情報交換並びに関係機関の連携及び協力の推進に関する協議
- (2) 児童虐待に関する広報・啓発活動の推進
- (3) その他の要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者又は特定妊婦に関する情報交換並びに関係機関の連携及び協力の推進に関する協議 など



（人と人とのつながりづくりを！～広げよう地域のきずな～）

町会は、住民の自治組織です。「地域のきずなづくり」のため町会に加入して、地域の活動に参加しましょう。

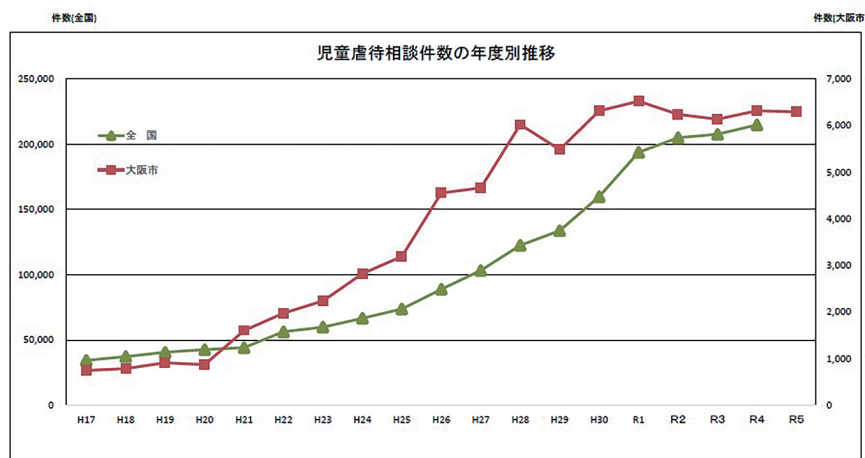
お住まいの地域を
こちらから検索できます！



児童虐待に係る通告等の状況

大阪市では、「大阪市児童を虐待から守り子育てを支援する条例」第14条において、「市長は、毎年度、本市における虐待に係る通告等の状況及び虐待防止への取組みの状況を公表しなければならない。」としています。

平成17年度から令和5年度までの全国と大阪市の児童虐待相談件数の年度推移を表したグラフ



(注)全国数字は、厚生労働省が集計した全国の児童相談所の「相談処理(対応)件数」を表している。
※22年度は福島県を除く。



児童虐待の種類とサイン

身体的虐待

- なぐる、ける、たたく
- 激しく揺さぶる
- やけどを負わせる など

ネグレクト

- 食事を与えない
- 病院に連れていかない
- ひどく不潔にする など

性的虐待

- 性的行為を見せる
- 性器などを触る
又は触らせる
- 性的な写真の
被写体にする など

心理的虐待

- 言葉でおどす
- きょうだい間の差別
- 子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう(面前DV) など

通報・連絡先

虐待されている確信がなくても連絡してください!!

- あなたの周囲に、虐待が疑われるような子どもはいませんか。
- 虐待のサインを少しでも感じたら、ためらわず連絡してください。
- 子どもを守るためには、周囲の人たちが虐待にいち早く気づき救いの手を差し延べる必要があります。

児童虐待相談件数は、全国的にも依然として高い数値で推移しており、深刻な状況となっています。

虐待により児童が亡くなる重篤な事例も発生するなど、社会全体で解決すべき問題です。



大阪市ホームページ
「大阪市における児童虐待に係る通告状況等について」

子どもを虐待から守るために

虐待に関する相談は、子ども自身からも受け付けていますが、子どもが自分で助けをもとめることは難しい場合もあります。皆さんも虐待を受けていると思われる子どもを見つけたときは、ためらわずに区役所やこども相談センター等に相談・連絡をしてください。未来を担う子どもが心豊かに育つためにも、地域社会全体で子どもを虐待から守り、虐待のない社会を築きましょう。

児童虐待のサイン

虐待を受けている子どもだけでなく、虐待をしている保護者にも特徴的な行動や状況(サイン)が現れます。

子どもや保護者の状況で「何か変だ」という異変や違和感を見逃さないことが重要です。

あなたの気づきが子どもたちを救います!

児童相談所虐待
対応ダイヤル
24時間365日

189 (いちはやく)
※通話料は無料、一部の
IP電話はつながりません

児童虐待ホットライン
(こども相談センター)
24時間365日

0120-01-7285
(まずは一報、なにわっ子)

西区保健福祉センター
子育て支援室

06-06532-9936
月～金 / 9:00～17:30
(祝日・年末年始除く)

つながる・気にかける
まちづくり



西区地域福祉ビジョン



西区ホームページへ
こちらから西区地域福祉
ビジョン本編や概要版、
これまでの取組み状況等
をご覧ください。

発行 大阪市西区役所保健福祉課(地域福祉) 令和6年12月

〒550-8501 大阪市西区新町4-5-14
電話: 06-6532-9857 FAX: 06-6538-7319